

## 第1章 基本構想の目的と位置付け

### 1-1 基本構想策定の目的

平成25年6月26日、カンボジアの首都プノンペンで開催されたユネスコ世界遺産委員会で、日本政府が推薦した「富士山」（登録名称は「富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉」）は文化遺産として登録され、国内で17番目の世界遺産となった。

また、静岡県は、平成28年度に、富士山の包括的な保存管理や、自然、歴史・文化、周辺観光の情報発信機能等を担う拠点として「富士山世界遺産センター（仮称）」を建設することになり、その建設地を富士宮市宮町の富士山せせらぎ広場周辺地に決定した。

この結果、世界遺産富士山の構成資産となった「富士山本宮浅間大社」と同センターが富士宮市の中心市街地に存在することとなり、それはまさしくこの地域が世界遺産富士山の拠点と呼べるような地域となったことを意味している。既に、世界遺産を持つ都市の先例を見ると、世界から多くの人々が訪れ、地域の状況が大きく変化しており、本地域においても、世界遺産にふさわしいまちとして整備し、賑わいのあるまちづくりを進める必要が生じている。

このような状況を踏まえ、富士山信仰の地としてのあるべき姿を広く市民と共有し、まちの再生を図っていくことが重要であり、世界遺産を生かした、市の今後のまちづくりの指標となる基本的な考え方や具体的な施策をまとめた「富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想」を策定する。（以下、「基本構想」という。）

## 1-2 基本構想策定の位置付け

基本構想は、「富士宮市総合計画」、「富士山世界文化遺産富士宮市行動計画」、「富士宮市中心市街地まちづくり計画」を上位計画とし、文化財関連計画及び市関連計画を反映させながら、本構想の目的、方針、取り組むべき事業等について具体的に提示する。(図 1-1 参照)

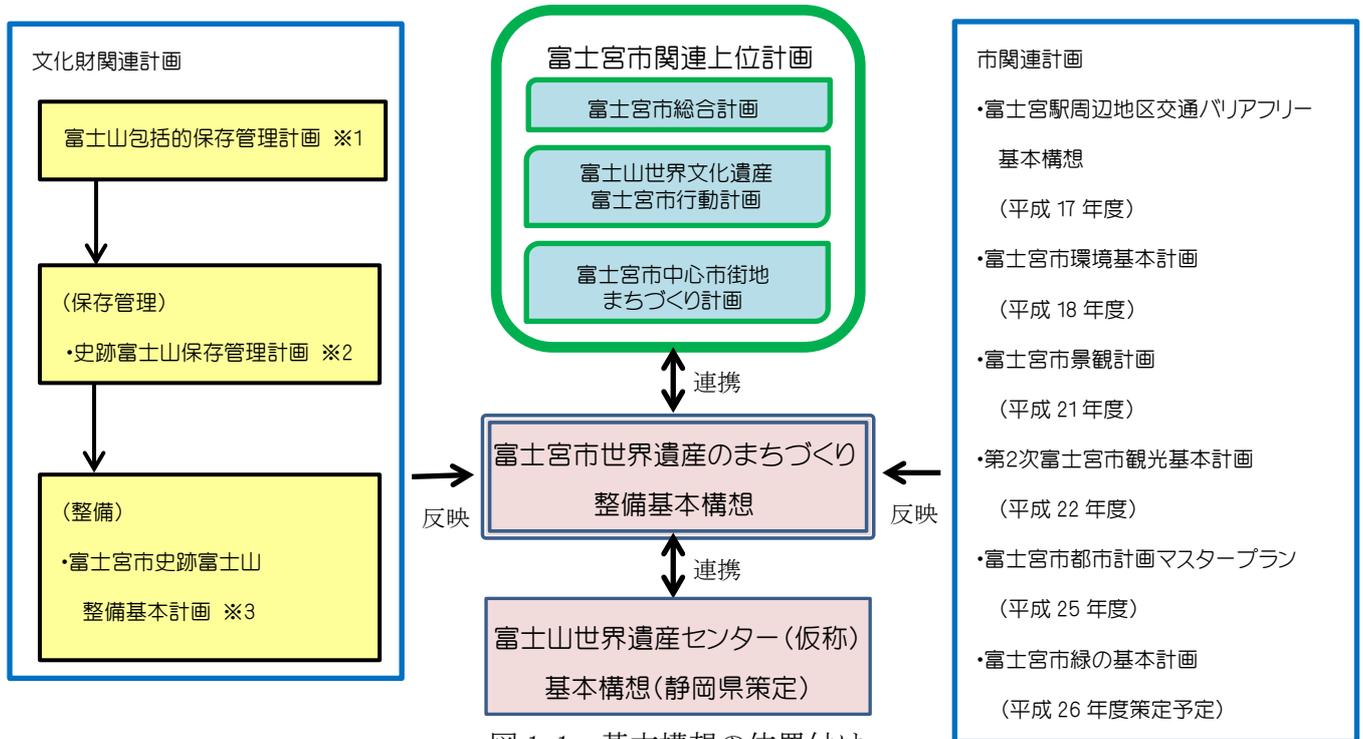


図 1-1 基本構想の位置付け

### 説明

#### ※1 富士山包括的保存管理計画

富士山信仰の対象となった富士山城をはじめ、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地である風穴1・溶岩樹型2・湖沼・湧水地・滝、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった展望地点及びそこからの展望景観の範囲により構成される。これらの複数の部分から成る「富士山」を一体として保存し、その顕著な普遍的価値を次世代へと継承するために、全体を包括的に保存管理する包括的保存管理計画が策定された。

#### ※2 史跡富士山保存管理計画

史跡富士山の文化財としての本質的価値を明らかにするとともに、その価値を適切に保存し次世代へ継承していくために保存管理の方法を定め、具体的な現状変更等の取扱基準を定めること、将来に向けた整備・活用の基本方針を示すこと、保存管理と整備・活用を適切に運営するための方策を定めたものである。

#### ※3 富士宮市史跡富士山整備基本計画

静岡県策定の史跡富士山保存管理計画を踏まえ、富士宮市が市内の史跡富士山を構成する文化財を適切に保存管理しながら、適切な公開と活用を実現することを目的として策定した。

表 1-1 富士山に関わる計画の説明

1-3 基本構想策定の推進体制

基本構想の策定に当たり、NPO、商工会議所、商店街、関係区長等による「富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想策定会議」（以下、「策定会議」という。）を設置し、その議論を経て、構想策定の推進を図るとともに、これと連携する市のプロジェクトチームとして、市関係部課から成る「庁内検討会議」を設置し、実務的な整備内容を検討する。

また、策定会議アドバイザーとして、日本大学理工学部まちづくり工学科の阿部貴弘准教授、基本構想全体の監修アドバイザーとして、東京大学先端科学技術研究センター所長の西村幸夫教授に就任いただき、策定に関して助言、指導を得る。推進体制は、図1-2のとおりである。

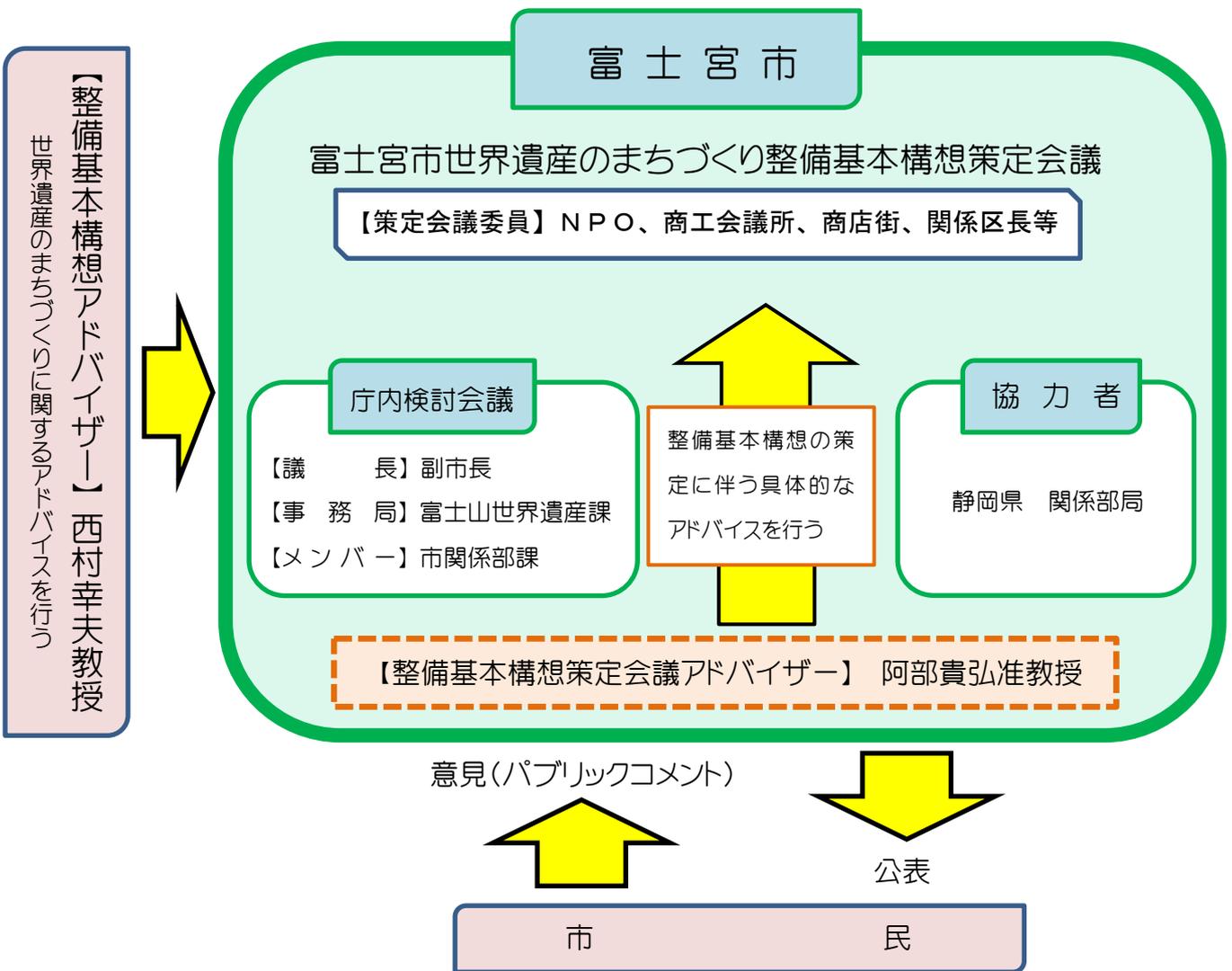


図1-2 推進体制